

婦勞
参店
11

13

	係印	室長印
		須田

業勞参考資料 No.12

女子の就業制限業勞

把握のための

基礎知識

36.5

労働省婦人少年局婦人労働課

柄木
婦人少年室
收柄婦第 号

は し が き

昭和36年4月18日付け婦発才204号をもって通達した「女子に対する就業制限業務に関する実態調査」を行なうために、最少限知らねばならない予備知識をこゝにとりまとめた。

今回の調査は、安全衛生に関する基礎的識見がかなり必要であるので、安全衛生の用語、安全衛生規則の体系、関係諸通ちようを含め、関係のある業種に限り解説したので、活用されたい。

なお、併せて婦人労働問題研究会誌においてとり上げた仿らく婦人の安全管理及び衛生管理の関係資料並びに当局編著「婦人の労務管理」を参考とされるよう希望する。

昭和36年5月

目 次

I 就業制限に係るある安全衛生用語の解説	1
II 就業制限業務の調査に当って	7
1. 一般的注意事項	7
2. 対象業種に関する具体的注意事項	7

I 就業制限に関係のある

安全衛生用語の解説

○安全衛生委員会

工場事業場において災害を防止し、また職傷衛生の進歩向上をはかるため、一般的には、事業場の労使双方から委員を送って、安全又は衛生に関する委員会を設け、安全衛生管理についての企画実施等をはかる機関である。安全については、労働安全衛生規則才8条に、衛生については、同規則才20条に根拠規定があるが、女子の就業制限業務の検討のためには、関係者の中に女子が含まれていることが望ましい。なお、同規則により、委員会規則の作成、重要な記録の保存が義務づけられている。

○安全管理者

労働基準法才53条の規定により、(イ)常時150人以上の労働者を使用する法才8条才1号～5号の事業場 (ロ)原動機の馬力数合計100以上を使用する事業場においては、使用者は一定の資格のある安全管理者を選任しなければならないことになっており、災害発生の原因の調査、対策の樹立、安全に関する教育訓練等の事項を掌ることになっている。また、中小企業においては、安全管理者に相当する安全推進員を行政指導の面で選任されている。女子の就業制限業務の把握のためには、安全に関しては必ず

安全管理者に対する意見を十分聞く必要がある。

○衛生管理者

労働基準法第53条の規定に基づく労働安全衛生規則第11条の規定により、(イ)常時50人以上の労働者を使用する基準法第8条1号～5号の事業場、(ロ)常時100人以上の労働者を使用する法第8条6号～17号の事業場では、次表に掲げる医師及び医師でない衛生管理者を送任しなければならないことになっている。

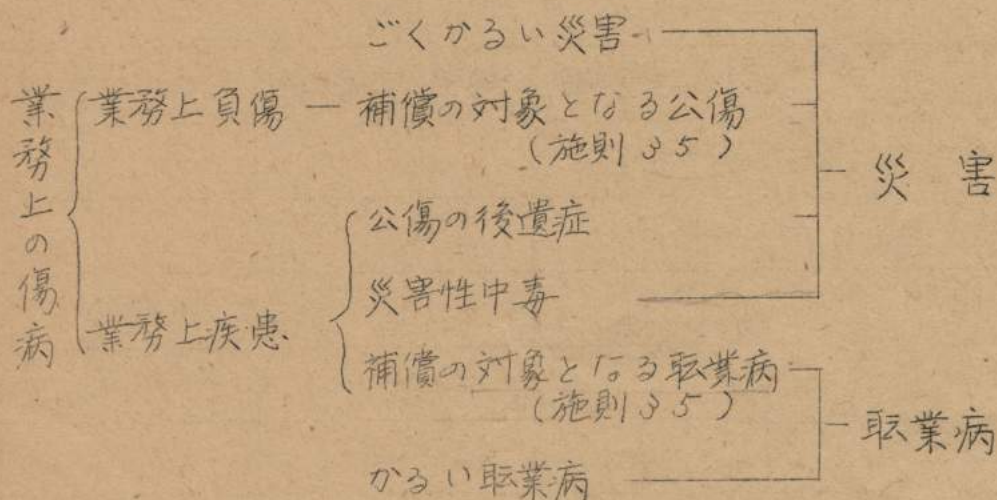
常時使用する 労働者数	医師の衛生管理者	非医師の衛生管理者	主任の衛生管理者
200人以下	1人以上	1人以上	1人
500人	1人	2人	1人
1,000人	1人 (有害業務では専任)	3人	1人
2,000人	1人 (専任)	4人	1人
3,000人	1人 (専任)	5人	1人
3,001人以上	2人 (専任)	6人	1人

医師でない衛生管理者は、衛生管理者試験に合格した者、また主任の衛生管理者は、衛生管理を主管する労働厚生省の業務の取締上の責任者を充てることになっている。衛生管理者の業務は、健康異常者の発見、作業環境の改善、健康相談、衛生教育、死傷病、職業病の統計等の事項を掌っている。上表に該当しない中小企業でも、衛生管理者に相当する労働衛生管理員を設けることを行政

上推しようしているので、衛生に関する女子の就業制限については、これらの者の意見をさく必要がある。

○職業病

疾病は、種々の誘因が重なっておこるものであるが、その主要原因がその職業に必然的に附随する際、一般的にこれを職業病と呼んでいる。現場では、業務上疾患と職業病とをつい同じ意味に用いやすいが、その間には、次表のようなずれがあることに留意しなければならない。



職業病の種類は多く、かつ、複雑であるが、今日では化学原因による各種の中毒が最も多い、主なものは、二硫化炭素中毒、鉛中毒、ベンゼン中毒、火薬病などがある。このほか、酸アルカリによる皮膚炎、熱中症、じん肺、潜血病、放射線障害による白血球減少症、職業性神経症、職業性難聴などがある。

今回の調査対象業種のうち、特に化学工業、金属精錬業に従事

ある女子労働者については、特に職業病の見地からその実態を把握する必要がある。

○災害発生率

災害発生状況を把握するため一定の労働者数又は労働延時間に対して、何件の災害が発生したかを示す比率で、一般には、度数率及び強度率であらわす。

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害件数}}{\text{総実労働時間数}} \times 100 \text{万}$$

(100万労働延時間当りの災害件数である。)

$$\text{強度率} = \frac{\text{労働損失日数}}{\text{総実労働時間数}} \times 1,000$$

(1,000労働延時間当りの労働損失日数である。)

○疾病率

工場事業場の労働者中疾病にかかっている者の割合を示す率をいい、通常在籍人員100人当り1ヶ月の罹病件数、罹病1件当り罹病日数の二つではかる。

$$\text{休業率} = \frac{\text{休業日数}}{\text{所定労働延日数}} \times 100$$

(休業日数は、病気、生理休暇、産前産後休業等所定労働日に休業したもののすべてを含む延日数である。)

$$\text{疾病休業率} = \frac{\text{疾病休業延日数}}{\text{所定労働延日数}} \times 100$$

(疾病休業延日数とは病気のために休業した延日数で) がある。

○就業制限

労働者の能力や体力からみて不適当な労働によって、労働者の生命、身体、健康、福祉に危害が及ぶことを防ぐために、一定の労働者に対して、一定の業務に就業することを禁止ないしは制限することをいう。広義には、深夜業の禁止も含むが、狭義には、次のふつを指す。

① 危険業務の就業制限 (基準法 § 49)

危険業務の範囲は、① 免許を有する者でなければ就けない業務 (安全衛生規則 § 44 ~ § 44 の 5)、② 使用者が指名した者でなければ就けない業務 (同規則 § 45)、③ 6ヶ月以上の経験を有する者でなければ就けない業務 (同規則 § 46)

② 病者の就業禁止 (基準法 § 51)

伝染性の疾病又は精神病にかかり、病勢が更に増悪するおそれのある者 (安全衛生規則 § 47)

③ 女子、年少者の就業制限

成年男子に比し、女子及び年少者は体力的に、また生理的に、更に福祉の観点からも異なる保護を与えるは要のあることから、一定の業務について就業を制限している。その業務の範囲は女子と年少者とでは当然異なり、女子については、母体保護上真に止む

を得ないものに限られる。原則的には、①の業務のすべてが含まれるが女子年少者労働基準規則オ7条では重量物取扱いを、オ8条では年少者の就業制限業務を、オ9条では女子の就業制限業務を定めている。

○女子労働者の生理的負担

男子に比し、女子は筋力が劣るから、重量物取扱い作業でも、エネルギー消費は女子の方が代謝率として高いのが普通である。また、ある限度以上に重量が大きくなるとエネルギー消費も急増してくる。とくに、女子にとり問題となるのは、腹内圧が高まって、子宮が下垂されることである。子宮下垂実験から考えられる適正限界重量は、1.5～2.0kgが妥当である。血液は体内を循環しているが、長時間立ち続けると、静水的作用で体の下部に溜りやすい。とくに女子の下腹部内臓は、下半身の血液の心臓への還流を阻みやすく、そのため男子よりも立業での脚のはれが多い。同じ体重段階では、女子の循環血液量は男子に比べ常に少ない。高温下では、物理的体温調節の必要から、循環血液量の需要は増大し、事実、発汗の多い高温作業者ほど、体重1kg当り循環血液量は多くなって、高温適応体質の形成がみられる。この男女の循環血液量の差は、女子が高温作業に男子より適していないことを示している。

II 就業制限業務の調査に当って

1. 一般的注意事項

- (1) 当該事業の概要を関係者から聴取する際には、基準法オロオ条(女子年少者労働基準規則オリ条)に規定する危険有害業務の有無を先ず確かめること。
- (2) 危険有害業務については、五感により大体は確知できるが、
じょ限度寸がその判定の基礎となる場合が多いから、この点について関係者から十分実情をきくこと。
- (3) 就業制限業務に現に女子が就業していることが判明したときは、その氏名、年令、身分、業務の内容を詳細にその実情を把握すること。

2. 対象業務に関する具体的注意事項

(1) 港湾荷役業

港湾荷役業は、景気の変動や季節的理由のほか、出入港船の多少により、日々の繁閑の差が激しいので、常用労働者をなるべく少なくして、業務繁忙の際には日雇労働者が多く働いている。従って日雇労働者の中には、女子もかなり含まれ、とくに日本海側、九州地区の沿岸荷役には女子が働いているので、留意のこと。従って、女子が就労している場合には、その業務の内容を詳細に把握のこと。

問題となるのは、「動力による船舶荷扱用棧械器具の運転の業務」であるが、これらはいずれも大型の棧械で、危険度も高いから、女子の就業はほとんど考えられない。なお、女子が就労していない場合でも棧械名は必ず把握されたいこと。

また、港湾労働者は、日本港運協会発行の港湾労働者手帳をもっているから、これを参考にする事。

(2) 土木業

土木業に就労する女子は、総労働者の7〜15%程度であり、(イ) 現場事務係、(ロ) 炊事係、(ハ) 運搬係(主として、骨材用となる土砂岩石の運搬)、(ニ) 雑役係(骨材送別、旗振り、材料片づけ、清掃等)、(ホ) 各取手元に女子が主として使用されている。問題となるのは、「土木建築用棧械運転の業務」であるが、道路補修用棧械の運転の業務等に女子が就労していないかどうかを十分検討するとともに、現に就労していない場合にも、棧械の種類、女子就労の可能性等について事情把握のこと。

(3) 金属、金属精錬、棧械器具工業

(イ) 圧機又は鍛造用棧械を蒸気又は圧縮空気によって運転し、金属の鍛圧、切断、成型その他の加工の業務を行なっている者について留意のこと。これらの棧械運転及び加工品取扱いの作業について問題となる。

(ロ) 動力による打抜機、切断機等とは、パンチングマシン、シャ

ーリングマシン、パンチシャーシの枚板プレスで、危険度の高い枚板を指すが、これを用いて厚さ8mm以上の鋼板を加工（鉋孔、剪断等）できる枚板について問題となる。

(イ) 動力による圧枚の金型又は切断枚の刃部の調整又は掃除の業務については、女子の就業は禁止されていないが、当該業種においては、パワープレス、フリクションプレス、ガングスリッター等の枚板に比較的危険度も高いものがあるから、枚板名及び就業の業務内容を十分に把握されたい。

(ロ) 当該業種の工程中に、フローム・メッキ、その他各種メッキを行なう業務があれば、これらの業務について、フローム、硫酸、塩酸、及びこれらの化合物から出るガス、蒸気が発散するから、衛生上の観点から、特に作業限度の実情を把握すること。

なお、フロームによる障害は主として鼻中隔に、酸による障害は主として歯牙にあらわれるので留意のこと。

(ハ) 鉋打ちの業務は、船舶、自動車、航空枚等の製造工場においてみられるが、衝程70mm以下及び重量20kg以下の小型の鉋打枚は含まれない。これらの業務は、これらの枚板を用いることによって、身体に著しい振動を与えることが問題である。

(ニ) ろ前作業は、多量の高温物体を取扱う業務又は著しく暑熱な場所における業務の一例として掲げたが、前者は熔融又は灼熱せる鉱物、煮沸されている液体等100℃以上のものを取り扱

う業務。後者は、作業場が乾球温度 45° 以上の場所が該当するので、温度の科学的データを把握するは要がある。また、これに関連し、著るしく寒冷な場所とは、乾球温度 -10° 以下をいうが、現在労研において「冷え」の調査を依頼中であるので今回は調査の対象外とした。

(4) 製材、木製品工業

(イ) 製材木製品工業の工程の一例としては、製材—貯材—乾燥—材木加工—合板—木工組立—仕上 があげられる。木工用ブレーナー、スピンドルモールジグマシンに材料を材木送り又は手送りにより送給する業務が問題となる。これらの材木から送り出される加工済みの木材を受け取る業務は含まれない。また、丸目鉋、天鉋の如きかんをを用いる業務、糸鋸の業務、固定静止のかんなで材料を送りローラーによって自動的に送給され、送りローラーに取り外しの出来ないカバーのある木工用かんをを使用する業務は問題がない。

(ロ) 製材木工用丸のこ盤で直径 25cm 以上のもの、又は動輪の直径 25cm 以上の帯のこ盤に木材を送給する業務が問題になる。丸のこ盤で横びき用のもの、製函用丸のこは除かれ、また、先手の作業は差し支えない。しかし、部出し工、運転工は、女子の禁止業務とされている。

(5) 林業

(イ) 林業については、災害度が比較的高いので、今回林業関係の安全規則が制定され、来年4月1日から施行されるが、林野方面関係の公有林は安全上もほとんど問題がないが、民有林等で、地域によっては、林業以外の職業が得られないようなところで、女子の就業が目立っている点に留意すべきである。女子の多くは、下刈り、植林、その他の雑用や軽作業に従事している例が多いが、次のような業務にも稀には就労しているので、実態を把握すること。

(ロ) 立木伐採の業務は、直径35 cm以上のものに問題がある。

(ハ) 木馬道、脩ら、管流子による木枝の搬出の業務の範囲として、木馬、索道、そり、集枝枝子による木枝搬出の業務、土場に枝木を積み重ねる孟積み作業が含まれている。

(6) 化学工業

(イ) 化学工業は、今回は主として紅生の観測からこれを取り上げた。

(ロ) 鉛 (1 m^3 中 0.5 mg)、水銀 (1 m^3 中 0.1 mg)、クローム (1 m^3 中 0.5 mg)、ヒ素 (1 ppm)、塩素 (1 ppm)、黄りん (2 ppm)、弗素 (3 ppm)、塩酸 (10 ppm)、硝酸 (40 ppm)、亜硫酸 (10 ppm)、硫酸 (1 m^3 中 5 g)、一酸化炭素 (100 ppm)、二硫化炭素 (20 ppm)、青酸 (20 ppm)、ベンゼン

(100 PPM)、アエリン(7 PPM)のじよ限度があり、これらの限度をこえる蒸気、ガス、粉じんを発生する場所が問題となる。その他これに準ずる場所として、鉛の化合物、水銀の化合物(朱は無害)、燐化水素、ひ素化合物(シアン化合物)、フローム化合物、臭素、砒化水素、硫化水素、硝気(酸化窒素類)、アンモニア、ホルムアルデヒド、エーテル、塩酸アミル、四塩化エタン、テレピン油、芳香族及びその誘導体、高濃度の炭酸ガスがある。

(イ) 有機溶剤に関する衛生規則が現在施行されており、特殊健康診断、局所吸引装置等による衛生基準がうたわれているが、女子は特に、ベンゾール中毒等においても明らかなように、男子よりもこの種有機溶剤に対する抵抗が弱いから留意されたい。

(7) その他

(イ) 全業種を通じて、難聴(100デシベル以上の騒音を発する場所における業務に従事することにより生ずる耳の疾患)、母体損傷(生理異常、流産等の異常産、その他の婦人科疾患)と業務との関連を検討すること。

(ロ) 作業環境、保護具(例えば、ゴム手袋、耳栓等)、健康診断、作業衣、便所、浴場、休養室、及び免許取得状況等の実情をも併せて把握すること。

(ハ) 科学的、技術的資料をなるべく多く収集すること。

(二) 度数率、強度率の全口平均は次のとおりである。

(昭35年平均)

業 種 (日本標準産業分類)	度 数 率	強 度 率
港湾運送業 (6713)	60.99	5.30
河川土木事業 (1513)	19.91	2.91
鉄道軌道建設業 (1514)	43.44	6.43
陸道建設事業 (1516)	69.14	9.55
水力発電所建設 事業 (1517)	37.55	10.55
鉄 鋼 業 (31)	13.21	1.89
非鉄金属製造業 (32)	12.69	1.13
金属製品製造業 (33)	22.04	1.54
機械製造業 (除 電気機械) (34)	15.57	0.80
電気機械器具製 造業 (35)	4.42	0.43
輸送用機械器具 製造業 (36)	13.56	1.06
精密機械製造業 (37)	4.59	0.28
木材木製品工業 (22)	27.73	1.70
林 業 (B)	22.10	2.78
化 学 工 業 (26)	7.00	0.67

